

## ○杵築市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱

(平成 19 年 3 月 30 日杵築市告示第 18 号)

改正 平成 22 年 4 月 1 日告示第 48 号

平成 24 年 3 月 19 日告示第 20 号

平成 25 年 3 月 22 日告示第 19 号

平成 26 年 3 月 31 日杵築市告示第 14 号

平成 27 年 12 月 28 日杵築市告示第 53 号

### (目的)

第 1 条 杵築市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱は、身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造(以下「改造」という。)に要する経費の一部を助成することにより身体障害者の社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (対象者)

第 2 条 事業の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 19 条第 2 項及び第 3 項に規定する障害者で、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 自らが所有し、運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる者
- (3) 前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

### (助成額)

第 3 条 改造のための助成額は、自動車の操向装置及び駆動装置等の改造に直接要した費用とする。ただし、同一車両につき 1 回限りとし、10 万円を限度とする。

### (事業の実施方法)

第 4 条 この事業による助成を受けようとする者は、福祉推進課長に杵築市身体障害者自動車改造助成申請書(様式第 1 号)及び見積書を提出するものとする。

2 福祉推進課長は、申請の内容を調査・確認の上、助成の可否を決定するものとする。この場合において、助成を適当とする者に対しては、杵築市身体障害者自動車改造助成決定通知書(様式第 2 号)により決定通知を行うものとする。

3 助成決定通知を受けた者は、改造後速やかに福祉推進課長に対し、杵築市身体障害者自動車改造助成金交付請求書(様式第 3 号)により助成金の請求を行うものとする。

### (助成金の返還)

第 5 条 福祉推進課長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるものの外、事業の実施に関し必要な事項は、福祉推進課長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日告示第48号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月19日告示第20号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日告示第19号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日杵築市告示第14号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日杵築市告示第53号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

身体障害者自動車改造助成申請書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

身体障害者自動車改造助成決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

身体障害者自動車改造助成金交付請求書

[別紙参照]

様式第 1 号(第 4 条関係)

杵築市身体障害者自動車改造助成申請書

年 月 日

杵築市福祉推進課長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
個人番号  
障害者との続柄  
電 話

杵築市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱第 4 条の規定により、その費用について助成を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、この申請につき、資格の確認を行うときは、私又は私の世帯員の所得・税額調査を行うことに同意します。

申請者 (障害者)	フリガナ	.....		男・女	生年 月日	年 月 日
	氏 名	(個人番号 )				
	住 所					
	障 害 状 況	番 号	等 級 ・ 程 度			
	身体障害者手帳	第 号	種 級			
自動車 改造 計画	障 害 名					
	車 名	自 動 車 登 録 番 号				
	改 造 箇 所	総 費 用	円			
自動車改造を必要とする理由等						

(添付書類)

- ・ 身体障害者手帳の写し
- ・ 運転免許証の写し
- ・ 車検証の写し
- ・ 改造費用見積書
- ・ 改造箇所の分かるもの

様式第 2 号(第 4 条関係)

杵築市身体障害者自動車改造助成決定通知書

第 号  
年 月 日

様

杵築市福祉推進課長

㊟

年 月 日付けで申請のあった杵築市身体障害者自動車改造助成金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 助成金限度額 金 円
- 2 この助成金の交付対象は、自動車改造に要する経費であり、その内容は、年 月 日付け申請書の記載のとおりであること。
- 3 助成条件
  - (1) 助成対象費用は、身体障害による操作不便を改善するための操向装置及び駆動装置等の改造に要した費用であり、その他の費用は含まないものとする。
  - (2) 自動車改造の中止等の理由により、この助成金を必要としなかったときは、直ちに申し出ること。
  - (3) この決定通知を受けたときは、速やかに自動車改造を行い、改造後直ちに助成金の請求をすること。
  - (4) 当該年度内に助成金請求のない場合は、この決定は効力を失うこと。
  - (5) 偽りその他不正な手段により助成を受けた場合は、助成金を返還すること。

様式第3号(第4条関係)

杵築市身体障害者自動車改造助成金交付請求書

年 月 日

杵築市福祉推進課長 様

申請者 住所  
氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった杵築市身体障害者自動車改造助成金 円を交付されるよう請求します。

口座振替 依頼欄	銀行 金庫 農協 組合 郵便局	本店 支店 本所 支所	種 目	口 座 番 号				
			1 普通	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
			2 当座	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
	フリガナ	-----						
	口座名義人	-----						

(添付書類)

- ・ 自動車改造完了証明書(業者)
- ・ 改造費用支払領収書
- ・ 改造完了箇所が分かるもの
- ・ その他市長が必要と認める書類